

第2章 災害予防・減災対策

第1節 防災対策の推進

第1 防災生活圏

本計画においては、市民の生活においてまとまりをもつ範囲として、地域まちづくり協議会を単位とした「防災生活圏」を設定する。

この防災生活圏は、自主防災活動、災害発生時の初期消火活動、被害情報の収集などの基礎的な単位となるものであり、この目的に即して、各種の整備や取り組みを進める。

なお、防災生活圏を補完する考え方として、「市全域」及び「地区防災生活圏」を合わせて設定する。

1 市全域

このレベルの活動を行うための諸組織、諸設備は、市全域的な視野でその配置や整備を検討していく。

2 防災生活圏(地域まちづくり協議会を単位とした範囲)

このレベルの活動を行うための諸組織、諸設備は、各地域まちづくり協議会の避難所を中心とし、市民の身近な防災活動を視野に入れて取り組みを進める。

3 地区防災生活圏(自主防災組織を単位とした範囲)

このレベルにおける活動は、近隣関係が比較的明確である範囲における活動を想定して取り組みを進めていく。

第2 防災思想・防災知識の普及

1 防災思想の普及

南海トラフ地震等の大規模地震災害においては、地震動により市の全域が甚大な被害を被ることが予想されるため、防災対策を推進するのは当然のことながら、市民一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」という自覚の下に、災害に対処するための活動を行い、地域での助け合いを進めることが被害の軽減のためには不可欠である。

そのため、防災思想(防災に対する考え方)の普及に当たっては、防災訓練、学校教育、広報等を通じて普及を図るとともに、特に、要配慮者に十分配慮するものとするほか、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

2 市民に対する防災知識の普及・啓発

市民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、防災関係機関への協力を求めながら、要配慮者支援が行いやすい多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。

- 1 東海地震の予知や警戒宣言等が発表された際に取りるべき対応
- 2 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時に取りるべき対応
- 3 市が発表する避難勧告や避難指示(緊急)等の災害関連情報と避難活動等の取るべき対応
- 4 警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が適切な行動を取るための啓発
- 5 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守るための防災対策
- 6 生活必需品の備蓄など発災後72時間を自らの力で生き延びるための防災対策
- 7 災害時伝言ダイヤル・災害時における家族間等の連絡手段
- 8 出火防止や救助活動への協力、要配慮者への支援など、地震発生時に取りるべき自助、共助の防災活動
- 9 外国人住民の防災対策における自助の取組の促進、防災訓練等の実施及び啓発
- 10 地震保険の加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策
- 11 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発

3 地域まちづくり協議会を対象とした対策

地域における共助の取組を促進するため、地域の実情に合わせ普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発・支援に取り組む。

- 1 地域の実情に合わせた防災訓練の支援
- 2 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- 3 地域の実情に応じた避難所運営マニュアル作成のための支援

4 住民を対象とした対策

住民の自助の取組みや共助への参画を促進するため、地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- 1 住民の避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布
- 2 災害の特性に応じた防災訓練の実施
- 3 防災講演会(研修会)・防災出前講座等の実施
- 4 市広報誌等による定期的な啓発による防災意識及び危機意識の醸成

第3 市民が実施する対策

1 家族防災会議の開催

家族で地震災害等の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担、取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

2 揺れから命を守るための防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震災害対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している市民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 発災後72時間生き延びるための防災対策の推進

市民自らが各家庭において、3日分以上の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、「自らの命を自らで守る」ための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食糧品等については、供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 被災後の生活再建のための防災対策の推進

地震災害により被災した場合であっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、揺れへの対策のほか地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

第4 防災人材の活用

1 住民を対象とした対策

1 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される防災出前講座や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図るとともに、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

1 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

2 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

第5 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

1 自主防災組織

自主防災組織とは、市民の日常生活上、一体性を有し、市民相互の連帯感が醸成される地域での要となる防災組織であり、各自治会または地域まちづくり協議会単位で組織されることが望ましい。

市は、自主防災組織に対して、本計画による組織化の推進、防災活動実施のための教育等に取り組むとともに、自主防災組織ごとに活動用の資機材の備蓄を進める。

なお、自主防災組織を対象とした対策は以下のとおりとする。

1 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織等に対する地区防災計画策定支援

地域防災計画との連携を保った「地区防災計画」の作成を指導し、平常時及び災害時における活動計画の策定を支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

なお、地区防災計画の策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性など多様な主体の参画を求め、概ね次の事項について支援を行う。

- (1) 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化の推進
- (2) 自主防災組織連絡協議会に対する支援等
- (3) 自主防災組織リーダー等の人材育成
- (4) 必要に応じ、地域住民、事業所、施設管理者等が連携した共同の自主防災組織の促進
- (5) 防災資機材の購入及び修繕等整備にかかる支援

3 自主防災組織の活動内容

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の整備
- (2) 地域に応じた防災知識の習得
- (3) 地域における防災訓練を通じた防災意識の向上

- (4) 被災情報の収集及び災害対策本部への伝達
- (5) 出火防止、初期消火活動体制の整備
- (6) 救出・救護活動体制の整備
- (7) 避難誘導體制の整備
- (8) 要配慮者及び避難行動要支援者に対する避難支援
- (9) 地域における給食、給水等活動
- (10) 防災資機材等の備蓄・整備の推進

2 消防団

1 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

2 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への入団・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防本部との連携や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

第6 ボランティア活動の促進

災害時において、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

また、市・ボランティア関係機関、災害救援ボランティア等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

1 災害ボランティア

1 災害ボランティアセンター設立の促進及び活動環境や活動条件の整備

市域に応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

2 ボランティアの受入にかかる協力関係及び連携体制の構築

災害ボランティアセンター等の市域を越えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を平常時の交流を通じてその構築を図る。

3 災害ボランティア人材の育成

災害ボランティアセンター運営支援やボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持

ったボランティアの確保を推進する。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等

1 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業

1 災害ボランティアへの参加の促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民及び企業の災害ボランティアへの参画への促進を図る。

第7 企業・事業所の防災対策の促進

1 企業・事業所を対象とした対策

1 防災計画や事業継続計画(BCP)作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画やBCP(事業継続計画)の作成・点検を促進する。

2 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域におけるさまざまな団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市や各種団体が企業や事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

3 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 企業・事業所において実施する対策

1 防災計画や事業継続計画(BCP)の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を

抑えるため、東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画や事業継続計画(BCP)の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食糧等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織等の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

(1) 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るための防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。

(2) 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域におけるさまざまな団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

(1) 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

(2) 業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

第8 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

1 学校等における防災知識の普及

防災教育は、さまざまな危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。各学校においては、防災教育のねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、総合的な時間等を活用し、発達段階に応じて横断的に防災教育を進めるものとする。

特に、三重県内においては、南海トラフ地震の発生の可能性が極めて高いことや、過去に伊勢湾台風等の災害が発生していることに留意する必要がある。

1 防災教育のねらい

(1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、地震、津波、洪水、がけ崩れ

等の状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようになる。

- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- (3) 自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

2 家庭・地域との連携

防災教育を進めるにあたっては、学校・家庭・地域の結びつきを深めることが重要であることから、PTA活動の充実を図り、学校、地域及び自主防災組織等と連携を深めるとともに、住民相互の交流を促進し、災害発生時の自主的救援活動等の基盤整備に努める。

3 防災訓練

- (1) 避難訓練や児童引き渡し訓練等は、学校行事等に位置付けて計画し、全職員の協力と児童・生徒の自主的活動と相まって十分な効果を収めるように努めること。
- (2) 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設整備の状況及び児童・生徒の発達段階等それぞれの実状に応じて具体的かつ適切なものとする。
- (3) 訓練に当たっては、事前に施設整備の状況、器具・用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努めること。
- (4) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童・生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (5) 訓練実施後は、適切に評価を行い、その後の訓練に活かすこと。
また、必要があれば関係計画の修正整備を図ること。

2 小中学校・幼稚園の防災対策の推進

各学校等においては、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めるとともに、東日本大震災の教訓をふまえ、各学校等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

1 児童生徒の安全確保

登下校時等の児童生徒の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒の誘導方法保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

2 児童福祉施設等の防災対策の推進

- (1) 公立の児童福祉施設については、公立小中学校・幼稚園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。
- (2) 民間児童福祉施設については、公立小中学校・幼稚園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導を行う。

第9 避難対策等の推進

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合には、家屋の倒壊、火災の多発や延焼など二次災害のおそれのある被災区域内の住民を、速やかに安全な場所に避難させることが重要である。そのため、一時（緊急指定）避難場所、広域避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路の選定と整備を行うとともに、避難に関する防災マップ・洪水ハザードマップ等の諸計画を広く市民に周知して、安全の確保に努める。

1 一時避難場所、広域避難場所等及び避難道路

本市においては、以下のように、一時避難場所、広域避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路を位置付け、また、在宅や車中避難者等の避難所外避難者（以下、「避難所外避難者」という。）にとっては支援拠点とする。

一時避難場所 ¹	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所（基本法第49条の4第1項）
広域避難場所	地震、火災等の場合に避難する学校等のグラウンド、大きな公園等の空地で延焼及び付近において建物等の崩壊危険の少ない土地
指定避難所	災害により居住の場所を失った者又は、失う恐れのある者を受入れできる施設とし、防災生活圏における中心的な防災のための拠点施設
福祉避難所	一般的な避難所では生活に支障を来す要配慮者を受入れできる施設
避難道路	避難場所、避難所へ通じる道路又は沿道

2 一時避難場所選定における留意事項

一時避難場所とは、指定避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所とし、集合した市民の安全がある程度確保されるスペースを持ち、地域の活動拠点となる公園、緑地、団地の広場等であり、概ね、次により選定整備する。

- 1 公園、広場等のように相当な広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- 2 周囲に崩壊の恐れのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- 3 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の危険物品がないこと。
- 4 洪水等による浸水の恐れのない地域、地割れ、崩落等のない耐震性土質の土地等安全性のあること。
- 5 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。

¹ 一時避難場所：基本法の改正に伴い、一時避難場所を「指定緊急避難場所」として読みかえる。

- 6 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。

3 広域避難場所

大規模地震災害の場合、延焼火災の可能性が高くなると推定される市街地部及び住宅団地等では、市民の生命、身体の安全を確保するため次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

- 1 広域避難場所は、大地震時に市街地部で発生する火災からの避難を中心に考え、公園緑地、ゴルフ場、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等が適当と考えられる。
- 2 広域避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね1～2m²以上とする。
- 3 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民(昼間人口も考慮する)を受入れできるよう配置するものとする。
- 4 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 5 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が貯蔵されていないところとする。
- 6 広域避難場所は、夏場の輻射熱等を考慮し、木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- 7 主要道路、鉄道、河川等を、住民が横断して避難することはできる限り避ける。

4 避難所の選定における留意事項

避難所は、大規模地震災害が発生し、多くの市民が住宅を失う事態を想定して整備するもので、市民が生活を再建することのできるまでの期間、一時的な居住施設の役割を果たすものであることから、指定に際しては、市民にとって身近な施設にするとともに、二次災害などの恐れがないことなど、概ね、次により選定・整備を図るものとする。

- 1 避難所は、学校施設及び市公共施設等を各地域まちづくり協議会単位の避難所として、防災生活圏ごとに整備を図る。
- 2 学校施設の使用にあたっては、避難所として原則として体育館を利用する。
- 3 避難所は、防災生活圏における中心的な防災拠点としての役割を担っているため、避難者の一時的な生活を確保するための設備だけでなく、情報通信機器も含めた地域防災拠点にふさわしい備蓄を推進する。
- 4 避難所は、建物自体の安全性が確保されていること、主要道路等との災害時緊急搬出入用アクセスが確保されていること及び環境衛生上問題のないことを考慮する。
- 5 人口の10%を目安とした避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等収容施設の整備を図る。

- 6 要配慮者支援が行いやすい福祉避難所の確保を図ること。
- 7 被災地内外を問わず宿泊施設を避難場所として借上げるなど、多様な避難場所の確保について検討する。
- 8 避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図る。
- 9 防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。
- 10 避難所内で外国人被災者にも情報が伝達できるよう「避難所情報伝達キット²」等を配備し、避難所開設時にはピクトグラム³での表示や多言語での表記に努める。
- 11 避難所における必要面積の確保
- 避難所の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者に対応できるスペースの確保も不可欠である。

1 m ² / 人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² / 人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m ² / 人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

* 介護が必要な要配慮者のスペースは、収容配置上の工夫を行う。

12 指定避難所

防災生活圈	指定避難所名	防災生活圈	指定避難所名
亀山中央地区 亀山北地区	亀山西小学校	川崎南地区 井田川西地区	中部中学校
亀山東地区	亀山東小学校	野登地区	野登小学校
亀山西地区	西野公園体育館	白川地区	白川小学校
亀山南地区	亀山南小学校	神辺地区	神辺小学校
昼生地区	昼生小学校	関地区	関中学校
井田川北地区	井田川小学校	関南部地区	関B&G 海洋センター
井田川南地区	東野公園体育館	坂下地区	
川崎北地区	川崎小学校	加太地区	加太小学校

13 避難所標識の設置等

避難所の標識等を整備し、市民が安全に避難できるよう環境づくりを進めるとともに、要配慮者支援が行いやすい標識等の整備にも取り組む。

² 「避難所情報伝達キット」：通称(つ・た・わ・るキット)被災した外国人への支援がスムーズに行えるよう標準化するためのツール

³ 「ピクトグラム」：一般に絵文字又は絵単語と呼ばれる。

14 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

5 避難道路の選定

避難道路の選定にあたっては、一時避難場所から避難所に至る経路上の安全性を重視するとともに、市街地の実情や要配慮者の避難行動を考慮するものとする。

- 1 避難道路の経路上に倒壊危険家屋や延焼危険のある建物及び危険物貯蔵等の施設がないこと。
- 2 地盤が良好であり、土砂崩れや道路崩壊、浸水等の危険性がないこと。
- 3 避難行動要支援者の避難に際し、車椅子や担架等での避難に支障がないこと。
- 4 建物が密集する狭い道路や幹線道路等における交通危険がないこと。

6 避難誘導體制の整備

被災住民や要配慮者を、適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者特に避難行動要支援者に関わる避難誘導及び避難行動支援体制の整備に努める。

また、地域の支援者である自治会連合会支部(地域まちづくり協議会)を窓口として、自主防災組織(自治会)等を中心とする地域で避難行動要支援者名簿の活用や防災マップづくりを行い、地域で避難行動要支援者をサポートする体制(共助)づくりを行うとともに、市は、その体制づくりや手法等について、地域支援を実施する。

1 避難道路と交通規制

地震発生に伴う避難行動の混乱を防止し、被災市民の避難を容易にするため関係機関との連携を図り、避難所、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制要領等の対策を可能な限り検討しておくものとし、市職員等その他避難措置の実施者は迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

また、南海トラフ地震などの大規模地震に備え、避難誘導及び交通規制要領についても検討を行う。

2 要配慮者

- (1) 要配慮者特に避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備や地域における情報伝達体制及び避難行動要支援者に関する情報の把握・共有を図り、個別計画の策定を推進する。
- (2) 市、福祉関係機関との連携の下、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体等と協力して、情

報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び誘導體制の整備を図る。

3 観光客、帰宅困難者等

平常時から観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報の提供場所、一時休憩場所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

4 ペット同行避難

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の常備に努めるよう啓発を行う。

5 避難所外避難者対策

ボランティア団体等の協力を得て避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努める。

7 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時より一時避難場所、広域避難場所、指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用してその周知を図るとともに、地震災害等発生時においては、同報無線、広報車、市ホームページ、メール配信及びケーブルテレビ文字情報等を通じて情報の発信を行う。

なお、地震災害発生時における避難に関する緊急広報の内容は以下のとおりとする。

- 1 避難に関する情報
- 2 開設された避難所の名称及び所在地
- 3 避難の地区分け
- 4 避難経路(*避難経路上の被災の有無を含む。)
- 5 避難時に行うべき対応(*電気・ガス・施設等の処置)

8 指定避難所指定職員の配置

災害発生時において、避難所施設の被災状況の確認と速やかな指定避難所の開設、市内各地域の情報通信体制の確保並びに迅速な救援活動を目的として、指定避難所に指定職員を派遣する。

9 避難情報の基準

- 1 避難情報伝達体制の整備

基本法に定める避難の勧告及び指示のほか、市民等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難情報を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

2 避難情報

避難勧告、避難指示(緊急)情報等について、气象台、県及び防災関係機関等の協力を得つつ、地震災害等の災害事象の特性等、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等により、市民等への周知徹底に努めるものとする。

また、市長不在時における避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、亀山市災害対策本部条例第2条2項の規定により行うものとする。

3 避難情報の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	1 要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	1 前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	1 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 2 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始

第10 災害対策本部機能の整備及び確保

災害対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部の施設及び通信設備等の充実が不可欠であり、特に、南海トラフ地震等による大規模な地震災害に対処するためには、災害対策本部設置される市庁舎等における耐震性の確保を図るとともに、災害時の活動を支える資機材の

整備や物資の備蓄を行う。

1 災害対策本部代替施設の確保

災害対策本部は、市本庁舎3階(大会議室)に設置するものとするが、本庁舎が被災し使用できない場合に備えて、消防庁舎等を代替施設とし、災害対策本部を設置することのできるよう通信設備等の充実を図る。

2 災害対策本部施設及び設備の整備

発災以降、迅速に災害対策本部を設置し、その機能を充実させるためには設置する施設・設備はもとより、代替施設においてもその耐震化を図るとともに、不測の事態を想定し自家発電設備による非常電源の確保や衛星携帯電話等による通信機能の確保などの整備を推進する。

3 物資・機材等の備蓄

1 災害対策本部職員用物資の備蓄

大規模地震災害時には、災害対策本部において活動する職員の食糧や飲料水、災害用トイレ、さらに生活必需品等が不足し、発災後3日間程度は、平常時のルートによる供給や外部から支援が困難となった状況下で活動を行わなければならない事態が想定されることから、これらの備蓄を推進する。

2 災害対策活動用物資・機材の備蓄

救助・救急活動における資機材の不足は、迅速な救援活動に支障を及ぼすものであり、そのため、応急対策活動に必要な情報伝達用機器、救助・救出用資機材、消火用品、工具、避難用品等の備蓄を推進する。

4 現地対策本部機能の整備検討

大規模災害発生時において、実際の災害現場に近い市の施設等を現地対策本部として活用するなど、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設・配備人員・備蓄資機材等を含めた体制を検討する。

5 報道用スペースの設置

市民に適切な情報を迅速に提供するため、理事者控室に報道用スペースを設置する。

6 防災用拠点施設の整備

指定避難所は、市内の各防災生活圏をカバーする防災拠点としての機能を有している。

そのため、指定避難所には、通信設備や情報通信機器を整備し、災害対策本部との円滑な情報通信体制を構築する。

また、発災直後より指定避難所に指定職員を派遣し、地域における応急対策活動を実施するものとする。

7 職員の迅速な参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、勤務時間外における災害対策本部要員への非常参集システムの整備、職員への参集メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進するとともに、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として指定し、初動体制の確立を図るよう検討を進める。

8 職員に対する防災教育

災害対策本部職員に対し、地震発生時の初動期における即応体制の確立及び応急対処能力の向上を図るため、あらゆる機会を捉えて防災教育を実施する。

その際、特に、南海トラフ地震等に関する基本知識並びに市職員としての責務に基づく応急対処能力の向上を図る。

なお、その内容は少なくとも次の事項を重視して実施する。

- 1 南海トラフ地震等の発災に伴い、予想される地震動及び津波に関する一般的な知識
- 2 東海地震の予知に関する知識、予知情報の内容、警戒宣言の性格及び発表時に具体的に取るべき行動
- 3 緊急地震速報伝達時及び地震発生時における防災行動
- 4 地震防災対策として現在講じられている対策
- 5 職員として果たす役割
- 6 負傷者に対する応急救護処置法
- 7 平常時から各家庭内において実施すべき防災対策

第11 災害情報の収集・伝達体制の整備

南海トラフ地震による大規模な地震災害の発生した後は、大量の被災者や帰宅困難者等が発生するだけでなく、余震の発生など社会的な不安を募らせるケースが多いことから、以下の体制を整備し、被災者に対する確かな情報を伝達できる体制を整備する。

- 1 情報発信の一元化を図り、発信情報に混乱のない体制づくり
- 2 緊急の問い合わせ、相談、市民からの情報収集及び広聴活動等、総合的な情報提供・収集システムを構築し、窓口の一本化
- 3 発災後の経過に応じて被災者に提供すべき情報内容の整理
- 4 発災直後の緊急放送文案及び広報紙素案を作成し、防災行政無線及びインターネットの有効活用
- 5 殺到する市民からの問い合わせに対応するため、問い合わせ内容を想定したマニュアル及び臨時総合相談所等の設置・運営に関するマニュアルの整備
- 6 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う被災者安否情報提供窓口の設置を検討する。

第12 災害時医療対策

1 災害時医療救援活動の円滑化

発災直後の医療救護活動の担い手となる鈴鹿保健所及び一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を強化し、災害時医療マニュアルの作成やマニュアルによる訓練の実施を推進する。

この中には、トリアージ(傷病者の選別)技術の研修なども含め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の構築を図る。

2 広域的な医療救護活動体制の構築

市内医療機関だけでは対処できない場合を想定して、広域的な医療ネットワークを構築する。

3 救急搬送体制の構築

災害時の救急搬送について、消防機関等との連携に努め搬送体制の確立を図る。

4 医薬品等の確保

災害時に必要な医薬品等を確保することができるよう、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会と連携を図り、医薬品等の確保に努める。

5 応急救護所設置体制

応急救護所の設置については「第5章 第8節第2-1 救護所の開設準備」によるものとする。

第13 応援・受援体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図るとともに、当該、応援協定に基づいて相互応援体制に係る訓練の実施・協力を努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

1 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、応援・受援体制の構築を図るとともに、協定の締結にあたっては、近隣の市町に加え、遠方の市町との協定の締結を推進する。

また、既に締結している市町間において相互応援協定に基づく連携体制の整備を図る。

2 防災関係機関の受援体制の整備

「三重県広域受援計画」(平成30年3月策定)に基づき、国・県等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や、受援に必要な対策について整備を図る。

3 応援協定団体の受援体制の整備

応援協定締結団体からの応援が円滑に受けられるよう、救援活動拠点の確保や受援に必要な体制を整備するとともに、防災訓練等を通じその連携強化を図る。

第14 防災訓練の実施

南海トラフ地震等による大規模な地震災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災関係機関の実施する災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりの地震災害に関する認識や災害時の行動が重要となってくる。

そのため、防災関係機関や要配慮者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的な訓練を年1回以上実施することを基本とし、防災体制の強化を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い、災害弱者等の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練

総合防災訓練は、南海トラフ地震など大規模な地震災害に対する対処訓練や土砂災害・水害及び大規模火災等の対処訓練など、県、市その他の防災関係機関並びに市民、企業の参画を推進し継続的に実施する。

訓練は、大規模な地震、土砂災害や水害・大規模火災を想定した職員の非常参集、情報伝達、防災広報、避難誘導、消火活動、救出活動、交通規制、公共施設の応急復旧等、東海地震予知情報(警戒宣言)発令から地震発生さらに、災害発生後の応急復旧に至るまでの総合的なものを実施する。

また、訓練の実施にあたっては、地震規模や被害等の想定を明確にして、夜間訓練なども織り混ぜ、防災関係機関や要配慮者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害の発生を想定した訓練とするため、災害時の応急対策を中心とし要配慮者の避難及び観光客に対する避難誘導、情報伝達、自治会との連携、さらには避難所の機能確保やボランティアの受入体制など、できるだけ災害時を想定した訓練に取り組む。

1 実動訓練

防災生活圏単位の指定避難所を訓練会場として、地域の特性及び災害予測に基づくテーマをもって、主として住民主導による避難訓練・避難所運営訓練など「自助・共助」の活動や避難行動要支援者に対する搬送等の訓練、負傷者に対する避難誘導・避難所開設・応急救護訓練など「公助」の訓練を防災関係機関・各種団体等と連携して実施する。

2 図上訓練

防災関係機関等の協力を得て、災害時における応急対策活動及び連携要領等の防災体制を検証し、災対本部機能の強化を図るため図上訓練を実施して災害対策本部要員に対する識能の向上を図る。

2 広域合同訓練

大規模災害発生時において被災市町が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練について、県及び災害時相互応援協定締結市町等との連携強化を図るため、広域合同防災訓練等に参加・協力を行う。

3 通信連絡訓練

大規模地震災害発生時において、有線設備(特に地下ケーブル、架空ケーブル等)が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備も被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想されることから、通信の円滑な運用を確保するためには、情報の収集及び伝達方法や収集した情報の整理・分析方法、さらに、通信設備の応急復旧などに関する訓練を行う必要があるため、通信訓練を実施する。

4 情報伝達訓練・非常参集訓練等

職員の災害対応力の向上による災害対策本部体制等の強化を図るため、情報伝達訓練及び非常参集訓練などを実施する。

1 情報伝達訓練

南海トラフ地震に関する情報等に基づく全職員を対象とした情報伝達訓練

2 非常参集訓練

時間外・閉庁日等の発災を想定した全職員対象の非常参集(安否確認)等訓練

3 災害対策本部訓練

発災時における交通の途絶を想定し、市庁舎近隣に居住する職員を対象とした災害対策

本部開設訓練

4 緊急地震速報行動訓練

市庁舎に勤務する職員及び来庁者に対し、緊急地震速報発表時における避難誘導等の安全確保訓練

5 防災訓練に伴う交通規制

基本法又は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号以下「大震法」という。)の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、亀山警察署の協力を得て必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

6 自主防災組織、地域まちづくり協議会、企業等に対する訓練支援

自主防災組織や地域まちづくり協議会、企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練の支援にあたっては、地域の特性に応じて、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものになるよう働きかける。

7 訓練に基づく市地域防災計画等の検証

各種訓練の実施後においては、その検証を行い不備事項の是正と改善を図るとともに、必要があれば各防災関係機関の意見を加味し、地域防災計画等関連計画の見直しと改善を行う。

8 防災生活圏等における取り組み

地区防災生活圏においては、自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。

また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。

第15 公的備蓄と流通備蓄

災害により、非常持ち出しができなかった避難者や市外からの旅行者に対し、救援物資の供給が必要となる事態を想定し、飲料水、食糧をはじめ日常生活用品の公的備蓄を行う。

備蓄の長期間保存が困難な品目又は備蓄量を超える要求に対し、流通備蓄を確保すべく、平素より、災害協定締結事業者等との連絡調整に努めるとともに、発災直後の物資確保の困難

性及び道路障害による輸送の困難性を考慮し、一定数量を分散備蓄するものとする。

1 備蓄品の点検整備

それぞれ必要な備蓄は、平常時から点検整備を行い、不足するものについては、これを迅速に補充し、整備を行う。

2 流通備蓄の確保

必要となる緊急物資を取扱う小売、卸業者等と災害時における供給協定を締結する等、平常時より流通備蓄の確保に努める。

3 その他

公的備蓄または流通備蓄の確保に努めるとともに、市民による日常からの非常持ち出し品の常備と、災害時の持ち出しを指導する。

第16 救援・救助活動を円滑に行うための施策

災害発生後の救援・救助活動を実施するに当たって、予備的な施策を行う必要のあるものについて、ここに整理する。

1 輸送

円滑な輸送体制を確保するため、緊急輸送道路の指定など次のような施策に取り組む。

1 広域的な救援物資の集積拠点施設の整備

「三重県広域受援計画」(平成30年3月策定)に基づき選定された広域的な救援物資の集配拠点施設について、市外からの広域的な救援物資の受入れ・保管・仕分け・配送作業を円滑に実施できる体制の整備維持に努める。

2 集配拠点施設周辺環境の整備

広域的な集配拠点施設周辺においては、案内標識、施設内作業のための区画指定などの環境整備を行う。

3 トラック協会等との応援協定

災害時の輸送に関する人員や資機材を確保するため、県がトラック協会と締結した応援協定

により協力体制の確認を行う。

4 空からの輸送

災害時には陸上交通が途絶し応急対策活動に大きな障害となるので、災害時における空からの輸送を可能とさせるため、臨時ヘリポート用地等の確保に努める。

2 給水

1 応急給水体制の確立

水道施設の被災により、応急給水活動を実施する必要がある場合に備えて、応急給水マニュアルの整備を図るとともに、近隣市町との相互応援協定を締結し、活動の円滑化・効率化を図る。

2 応急給水用資機材の確保

水道施設が被災した場合、水源等取水可能施設より飲料水を搬送することとなるが、この作業のため、給水タンク及び持ち運びが可能となる飲料水容器等の応急給水用資機材の備蓄を行う。

3 緊急水源の確保

水道施設が被災した場合、水源の被災も予想されることから、このような場合に備えて、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備による緊急水源の確保に努めるとともに、井戸水の活用等を行うための取り組みを進める。

3 救助・救急活動対策

1 救出用資機材の備蓄

木造家屋の倒壊等によって救出活動等を行うために必要な資機材を備蓄する。

2 救助用資機材等の確保

救助用資機材・重機等の確保のため、三重県建設業協会亀山支部等との「災害発生時における緊急協力に関する協定」により応援を要請する。

3 ヘリコプターの活用

災害時におけるヘリコプターによる活動は、極めて有効であるため、救助や患者の搬送等が必要な場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、県に対して防災ヘリコプターの応援を要請する。

4 災害廃棄物等瓦礫処理対策

大規模な地震災害時に発生する災害廃棄物の処理を円滑に実施するため、以下の取り組みを進める。

1 亀山市災害廃棄物処理計画に基づく指導

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失によって災害廃棄物が膨大に発生するほか、通常の炊事が行えなくなるため、生活ごみも大量に発生するものと考えられる。

そうした事態に対処するため、災害時の廃棄物対策について「亀山市災害廃棄物処理計画」(平成29年10月策定)に基づき、搬送方法、仮置場の確保等を明確にし、分別の徹底について市民・事業所に指導する。また、各事業所における災害時の廃棄物対策について事前に計画を立案するよう指導する。

2 三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援・協力体制の確立

平常時を上回る大量の災害廃棄物を合理的に処理するため、三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づき、県へ応援の調整を要請する。

5 し尿処理対策

1 し尿処理・処分計画の策定

大規模災害発生時には、多くの市民が住宅を失い避難所に避難することが考えられ、その際、大量のし尿が避難所や避難生活の行われる場所で発生し、し尿処理能力は、設備の被災などによる低下が予想され、衛生上の重大問題が発生する。

そのため、災害時にも円滑にし尿処理を行う体制を構築できるよう、事前に計画を立案し、取り組みを進めるものとする。

2 近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

大規模災害時のし尿処理を円滑に進めるため、近隣市町、民間事業所と応援・協力体制を構築し、非常事態に備える。

6 公衆衛生対策

1 公衆衛生計画の策定

大規模災害時における公衆衛生を確保するための計画を策定し、災害時に備える。

2 災害用トイレ等の備蓄と処分体制の確立

避難所を中心とした人口の集中に伴って、し尿処理の必要が高まるため災害用トイレ(一般用)及び高齢者や障がい者用トイレの備蓄等を進めるとともに、断水後も水洗トイレを利用することができるよう、トイレ用の水を確保する。(飲料には適さない井戸水やプール等の水によって行う。)

3 遺体の処理

大規模地震災害時に想定される遺体の処理に対応するため、以下の取り組みを進める。

- (1) 一時安置場所等の整備を進めるとともに、墓苑等の整備を行う。
- (2) 柩、納骨壺、ドライアイス等の調達体制を確保する。

(3) 検視を実施するための体制を確立する。

4 県、近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

本市の施設・設備のみによっては対処できない場合を想定し、県や近隣市町、民間事業所との応援・協力体制を構築する。

7 建築物等の防災対策の推進

1 被災宅地危険度判定体制及び被災建築物応急危険度判定体制の整備

判定方法、判定士の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間(国、県、市)で相互に緊密な連携をとるとともに、災害時には的確な活動が行えるような体制整備に努める。

また、十分な人数の判定士を養成していくことについては、県と連携して建築、土木技術者を対象とした判定士の養成を推進するとともに、判定の実施に当たり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と判定士との連絡調整に当たる応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

2 応急危険度判定活動実施のための備品類の整備

発災後の住宅の安全性を判定する「応急危険度判定士」は、県によって養成されており、災害時には、この派遣を要請し活動を実施する。

この活動に当たって必要となる備品類は、事前に備蓄を進める。

3 応急危険度判定マニュアルの整備

災害発生後において、速やかな応急危険度判定体制を確保するため、応急危険度判定マニュアルの整備に努める。

なお、マニュアル整備にあたっては、次の内容に留意する。

- (1) 集合場所
- (2) 判定士の受付方法(名簿作成に関わる記入表の準備)
- (3) 応急危険度判定士への説明(誰が、何処でするのか)
- (4) 現場への移動方法(自動車、バイク、自転車、徒歩)
- (5) 応急危険度判定調査中の連絡手段確保(携帯電話、無線等)
- (6) 応急危険度判定結果の報告(誰に報告するのか)
- (7) 応急危険度判定結果の集計(地図情報システムへの集約)
- (8) 宿泊場所の確保

4 近隣市町、民間事業所との応援・協力体制の確立

災害時の「住」対策について、本市のみでは対策が十分に行えない場合を想定し、近隣市町、民間事業所と応援・協力体制を構築する。

8 災害時「住」対策

1 大規模地震等災害を想定した住宅供給計画の立案

大規模地震災害時に発生する大量の住宅ニーズを想定し、県、近隣市町と連携しつつ、住宅の建設方法、供給方法を事前に検討していく。

2 仮設住宅供給に利用可能な空地の現状把握

仮設住宅建設が可能な用地を事前に把握し、緊急時に備える。

3 被災者を相互に受け入れる広域的な応援協定の締結

南海トラフ地震が発生すると、市域や近隣市町においても大規模な被害の発生が想定されることから、被災者に対する避難所への受入れや近隣地域への避難者の受入要請を行うことができない可能性もある。そのため、避難者の生活を確保するため、広域的な相互応援協定等を締結し、避難者(特に、医療や援護の必要な要配慮者)の受入れを行う体制づくりを進める。

4 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、原則として市長が行う。

(2) 救助法(昭和22年10月18日法律第118号 以下「救助法」という。)が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は、県知事による救助のいとまがないときは市長が行う。

(3) 応急仮設住宅を速やかに供給するため、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量の把握及び災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅が建設可能な用地の把握や調達・供給体制の整備を図る。

(4) その他、災害時に住宅の応急修理や障害物の除去等が速やかに実施できるよう、調査、実施体制を整備する。

9 災害時「教育」対策

1 教職員の避難所活動のための活動マニュアルの作成

学校は、災害時の避難所としての役割を果たすべき施設であり、教職員は、避難所の運営活動を遂行することを求められる。そのため、市が中心となって学校における避難所運営マニュアルを作成し、教職員への周知と徹底を図る。

2 避難所活動と教育活動との調整

大規模地震災害時には、学校は、避難所として利用されるほか、教育活動も平行して行われることから、これらのニーズに応えるため、災害時を想定した教育活動の実施方法を検討しておく。

3 被災児童に関するケアの充実

大規模地震災害による大量の犠牲者の発生は、児童・生徒の心身に大きな影響を及ぼすことが考えられることから、児童・生徒の心のケアを含めたカウンセリング活動を行う。

10 その他

1 社会秩序の維持（地域安全運動の推進）

警察による防犯パトロールだけでなく、地域の安全を目指す運動づくりに取り組むため、自主防犯組織、自主防災組織等の整備に努める。

2 物価の安定

大規模地震災害発災直後の食糧品、生活必需品の調達及びその後の物価の安定のため、民間企業に協力を要請できる体制づくりに取り組む。

第17 復興活動の円滑化のための対策

1 各種データの蓄積・保全と効率的化

復旧・復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておく。

1 各種データの整備保全

- (1) 地籍、建物、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存
- (2) 地図情報システムによるデータの一元的管理体制のための検討
- (3) 被害調査結果と、り災証明書発行体制とを連動させるシステムの検討

2 公共土木施設管理者の資料保全

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 復興対策の研究

南海トラフ地震等の大規模な地震災害後、復興のための計画を立案していくにあたって、重要となる以下の事項に関する調査研究を行う。

- 1 復興計画に関する市民のコンセンサスの形成手法
- 2 企業の自立復興支援方策
- 3 復興過程における市民の精神保健衛生
- 4 復興資金の負担のあり方等

第18 地震防災緊急事業五箇年計画

本節は「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画にかかる事業の推進について定めるものである。

- 1 避難地の整備
- 2 消防用施設の設備
- 3 緊急輸送を確保するために必要な道路等の整備

- 4 公立の小学校又は中学校の改築又は補強
- 5 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋密集地域の地震防災上必要なもの
- 6 防災行政無線施設の整備
- 7 非常用食糧、救助用資機材、物資備蓄倉庫の整備

第2節 減災対策

第1 防災都市づくり

南海トラフ地震等による大規模な地震災害に対処するためには、発災時に適切な対応を行うための予防的な対策を充実すると同時に、地震によっても被害の発生が少ない都市づくりを進めることが大きな課題である。

しかし、本市においては、市街地に段丘崖等の崩壊の危険性がある箇所が存在するほか、社会・経済的な変化が著しく、宅地開発による市街化の進行、交通の要衝としての弊害として、地震災害時に被害を増大させる社会的要因が増加している。

こうした都市自体の変化に対応するため、都市自体の防災化を図る。

また、各種のまちづくりの施策や防災施設の整備に当たっての基本的な考え方となる、まちづくり協議会を単位とした「防災生活圏」を設定し、これによるまちづくりの方向を検討する。

1 防災生活圏を軸としたまちづくりのイメージ

防災生活圏とは、市民の生活に直結する防災活動を行う単位であり、まちづくりにおいても、これをもとに各種の施設・設備の整備を行う。

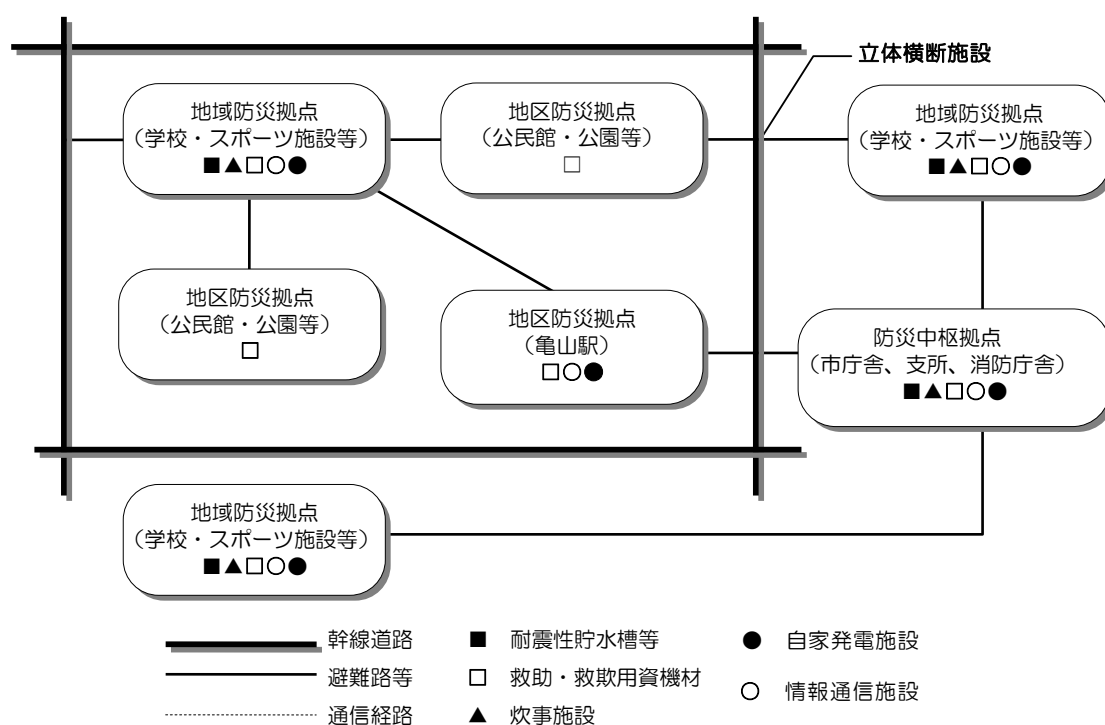
特に今後整備予定の亀山駅周辺については、防災生活圏を考慮した地区防災拠点としての機能のほか、不特定多数の駅等利用者に対する防災拠点として機能を有するよう検討を行っていくこととする。

1 防災拠点（防災生活圏の設定に応じて、次のような防災拠点を整備していく。）

防災拠点	対応する区域	設定する場所	設置すべき施設等
防災中枢拠点	全 域	市庁舎及び関支所・消防庁舎	災害対策本部等防災活動中枢機能 情報通信施設 自家発電施設 耐震性貯水槽等 炊事施設 救助・救急用資機材
地域防災拠点 (防災生活圏)	まちづくり協議会	指定避難所 (小中学校施設 及び文化スポーツ施設等)	耐震性貯水槽等 救助・救急用資機材 情報通信施設 炊事施設 自家発電施設

地区防災拠点 (地区防災生活圏)	各 地 区	公民館 公 園 集会所 等	救助・救急用資機材 給水設備 (情報通信施設)
(亀山駅周辺)	亀山駅周辺 (駅等利用者含む)	亀山駅	救助・救急用資機材 給水設備 情報通信施設 自家発電施設

2 各種施設の整備イメージ



2 大火に強い市街地の整備

1 建築物の不燃化の推進

- (1) 市内でも、建築物が密集した地域では、地震災害時における火災による被害が予測されるため、今後、建築物の不燃化を推進し、安全な市街地の形成を図る。
- (2) 建築物自体の耐火・防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生時にも火災が拡大しないための措置がとられているが、これらに関する適切な指導を強化する。

また、不特定多数の市民が利用する施設やこれに準ずる大規模な施設に関しては、防火避難に関して、各種措置の徹底を図る。

2 市街地の整備

建築物の密集した地域、特に、市街地整備が行われていない木造の老朽建築物の密集する地域では、火災危険度が高いばかりでなく、街路の幅員も狭く、火災発生時の消防自動車の進入や救助・救急活動の障害も予想される。

このような地域においては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の実施により、建築物の不燃化、道路・公園・広場等の防災空間の確保に取り組むと同時に、土地利用の高度化に取り組む。

3 オープンスペースの確保

公園、広場、広幅員の道路等は、地震発生時には、防災空間として機能する。

しかし、近年の都市化の進行は、旧来からあった自然的オープンスペースを減少させつつあるばかりでなく、延焼遮断機能を持った屋敷林等の減少、農地の減少を招いている。

そのため、災害時に安全ゾーンとなる公園、広場、広幅員の道路の計画的な整備に取り組むとともに、植樹帯の有する延焼遮断機能を再評価し、これの整備に努める必要がある。

第2 公共施設の安全確保・整備

1 道路施設

地震により、道路、橋梁等が被災すると、市民の避難、消防活動、救助・救急活動、物資の輸送活動等に大きな支障をもたらす。そのため、道路、橋梁の耐震性を向上させるよう、各道路管理者に要請するとともに、本市管理の道路についても、耐震性の向上に努める。

また、災害時に被災した道路、橋梁の応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査体制の構築にも取り組む。

2 道路、橋梁の整備

1 既設の道路・橋梁

地震により発生が予想される道路の被害としては、高架橋の倒壊、高盛土箇所崩壊、沖積層地帯等の軟弱地盤上にある道路の亀裂沈下等の被害が想定される。

このため、これら被害の想定される箇所の把握、点検の実施を行うとともに、順次、対策工事を実施する。

また、国・県の管理する道路、橋梁にあつては、これらの道路、橋梁への対策を要請する。

2 ライフライン共同収容施設整備の検討

震災時に電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るとともに、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るための取り組みとして、ライフライン共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備が考えられる。

これらの施設については、今後、地域の状況を考慮しながら検討を進める。

3 応急復旧作業のための事前措置

発災後、緊急輸送のための道路交通を確保するため、以下の事前措置に取り組む。

- (1) 応急復旧のための被害状況把握体制の確立と復旧用資機材の調達を図る体制づくりを行う。
- (2) 発災後、道路、橋梁等の被害状況の把握を行うため、「公共土木施設被害調査マニュアル」を策定する。
- (3) 応急復旧作業担当者との事前協議

発災後の復旧作業担当者を事前に指定し、迅速な復旧体制を構築するとともに、担当者の選定にあたっては、三重県建設業協会亀山支部等との事前協議による。

4 道路、橋梁の新設

道路、橋梁の新設時には、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

5 要配慮者に配慮した道路、橋梁の整備

災害時にも要配慮者が安心して避難行動が行えるよう、道路、橋梁については、緊急性の高いものから歩道の拡幅、段差の解消を行うとともに、標識類については、外国人等に対しても配慮したものとする。

6 緊急輸送道路の指定

県では、緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港等)、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送ネットワークの形成を図るため、緊急輸送道路ネットワーク計画が策定され、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定している。

また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画(くしの歯作戦)を関係機関と検討されている。

これらの道路においては、災害時に緊急輸送を優先するための交通規制が行われるほか、道路施設が被害を受けた場合には、重点的な応急復旧対策が行われるものであり、以下のような種別により指定されている。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路

緊急輸送道路については、これらの路線が災害時に交通規制されるものであるため、広報や防災マップ等を通じて市民に広く周知していく。

また、市内における緊急輸送を確保するため、本市独自の緊急輸送道路の指定について、県と調整するとともに、その整備の方策を検討していく。

3 河川

1 河川の耐震調査

地震による堤防の損壊に対処するため、水害の危険性の高い河川から堤防の耐震性の調査点検を進めると同時に、国・県にも要望する。

2 パトロールと警戒体制

河川等については、気象状況に応じ、あらかじめ定められた危険箇所の点検パトロールを実施し、状況によっては、定められた連絡経路による連絡を行い、警戒体制をとる。

4 上水道

震災による断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう、施設の耐震性の強化に努める。

また、被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を行う。

1 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良時に十分な耐震設計及び耐震施工を考慮して確保していく。

また、二次災害の防止と飲料水確保のため、配水池における緊急遮断弁の設置を行う。

なお、これらの施工に当たっては、「水道施設設計指針」(2012年版日本水道協会編)及び「水道施設耐震工法指針解説」(2009年版 日本水道協会編)により行うものとする。

2 応急復旧体制の整備

水道施設の被災に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、応急復旧用資機材の備蓄及び担当業者の選定を事前に行う。

また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うことができるよう、施設管理用図書の整備と保管を行う。

さらに、被災を想定し、復旧に要する目標を定め、市民の不安を解消するための取組を進める。

3 応急給水体制

水道施設被災時にも飲料水の供給を継続するため、応急給水用資機材の整備、応急給水体制の確立を図る。

4 被災時の協力体制の強化

飲料水の供給、水道施設の復旧のための広域的な支援体制を確立するため、「三重県水道災害広域応援協定」及び亀山水道事業協同組合との応援協定に基づき協力体制の強化に努める。

5 下水道

災害時における下水道施設の機能は、市民の安全で衛生的な生活環境確保のために不可欠のものである。

本市における下水道関連施設としては、農業集落排水施設が14箇所(田村、井尻、南部、小川、白木、白木一色、両尾・安坂山、辺法寺、昼生、沓掛、坂下、市瀬、上加太、下加太)整備されており、平成13年度より公共下水道の一部供用開始により、災害予防のため計画を策定する。

下水道関連施設については、地震による破損が想定される箇所も含め老朽化の懸念される施設の整備計画の策定及び補強に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等に配慮して耐震性の強化に努める。

また、被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保の検討及び復旧体制の確立を図るとともに、施設の対策に当たっては、国の暫定指針及び「下水道施設地震対策指針と解説」により取り組むものとする。

1 管渠施設に関する対策

地震による破損が想定される箇所も含め老朽化の懸念される下水道管渠の整備計画の策定、補強に努める。

また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等を総合的な見地から検討し計画する。

なお、地盤の悪い箇所や液状化の恐れのある箇所に敷設する場合には、特に耐震性を考慮した工法を導入するとともに、必要があれば対策を実施する。

2 応急復旧体制の整備

下水道施設の被災に備え、応急復旧用資機材の備蓄の検討及び担当業者の選定を事前に行う。

また、被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うことができるよう、職員の初動体制を明確にし、日祝日や勤務時間外の発災に備えるとともに応急対策活動の内容を検討する。

さらに、復旧のため、施設管理用図書の整備と保管を行う。

3 被災時の協力体制の確立

下水道施設の復旧のための、「三重県の下水道事業災害時における応援に関するルール」に基づき、広域的な支援体制を構築する。

6 廃棄物処理施設

地震による廃棄物処理施設の被災は、日常生活から排出される廃棄物や災害により発生する廃棄物の処理に大きな支障をもたらす。

日頃から十分な施設管理を行い被害の予防及び軽減に努めるとともに、被災時は早期復旧に努めるものとする。

1 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適切な管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、耐震性の確保、非常用自家発電設備等の整備、防災点検、燃料や薬品の管理等、平素から、施設の管理を十分に行い被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順や必要最低の機材、予備部品等を確保する。

2 応援体制の整備

震災による処理施設や処理能力、機材等の不足に対応するため、県との連携のもと、周辺市町との相互の応援体制を整備する。

3 仮置場の候補地の選定

災害により、多量に発生することが見込まれる災害廃棄物を集積しておくための仮置場の候補地を選定しておくこととする。

4 復旧体制の整備

施設が被災した場合は、事故防止等安全対策を十分講じた上、迅速に施設の復旧を図る。

7 通信施設

災害時における、情報の収集・伝達行動の重要性は非常に高く、防災関係機関相互はもとより、市の機関、避難所等との間での情報通信ネットワークを確保し、被害状況の早期把握や、応急対策活動実施状況の市民への早期の伝達などが強く求められる。

このため、防災生活圏を機軸とした情報通信ネットワークを構築し、南海トラフ地震による大規模地震災害に備える。

拠 点	整備すべき情報通信ネットワークの内容
防災中枢拠点	1 国、県、その他の防災関係機関との情報通信施設（専用通信等） 2 市内各地域防災拠点との情報通信施設（地域系防災無線）
防 災 生 活 圏	防災中枢拠点との情報通信施設（衛星携帯電話）

また、これらの情報通信施設のほかに、携帯電話、アマチュア無線、徒歩や自転車による連絡体制等を地域防災拠点ごとに設定し、災害時の孤立化や、情報通信の途絶に対処する。

第3 建築物等の災害予防

平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、死者6,400人に及ぶ大惨事となり犠牲者のうち約8割が、家屋の倒壊による圧死で犠牲となっている。

建築物に対する耐震基準は、昭和56年に改正が行われているが、この改正以前に建てられた建築物と、それ以後に建てられた建築物とでは、地震動による被害に大きな違いがあったことが報告されていると同時に、十分な耐震性を確保したはずの建築物においても、被災した例があり、建築物の耐震性が非常に複雑であることを教えている。

そのため、本市においては住宅や建築物の耐震化を進め、被害の軽減を図るための施策を講ずる。

1 公共建築物の耐震性の確保・向上

1 防災上重要な建築物の耐震性の確保

災害対策活動を円滑に実施するため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要がある。

そのため、次の施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

2 防災上重要な建築物

- (1) 災害時の復旧活動の指示、制御等防災業務の中核を担う市の機関
- (2) 被災した生活基盤設備等の復旧活動を指揮する市の機関及び市の関連機関
- (3) 市機関等の防災通信用無線関連建築物
- (4) 被災者の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、学校等の機関

3 防災上重要な建築物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害にあっても大きな機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

- (1) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
- (2) 既存建築物の耐震診断及び市有施設地震対策総合計画の策定
- (3) 既存建築物のうち耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進等、各種診断結果を基に計画的に耐震補強を行う。
- (4) その他の市有建築物の耐震性確認

防災上重要な建築物ほどではないが、市民の生命、財産に大きな影響を与える建築物については、昭和56年制定の新耐震設計基準を踏まえ重要建築物に準じて施策を行う。

2 耐震化の促進

近年、南海トラフ地震の大規模地震の発生が危惧され、本市も「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、大規模な地震の危険性が高く、その被害は甚大なものになると想定されている。

そこで、本市においても住宅や市有建築物、特定建築物等の耐震化を迅速かつ計画的に促進させるため「亀山市耐震改修促進計画」により対策を推進する。

3 一般建築物の耐震性の向上・確保

一般建築物については、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び施行令(昭和25年政令第338号)により種々の構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務づけされていない。

また、老朽化等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要があることから、これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等を広く市民に普及・啓発するとともに、住宅耐震相談コーナーの設置や耐震診断員の養成等の体制整備に努める。

1 一般建築物相談の体制強化

一般建築物においては、市民が家屋や建築物等の耐震性を向上させるよう、取り組んでいくことが必要である。

そのため、三重県及び本市が開設している「リフォーム相談窓口」を活用するとともに、三重県木造住宅耐震促進協議会、亀山耐震推進委員会等との協力により、市民との相談体制を強化し、増・改築等の際により耐震性のある建築物とすることができるよう相談に応じていく。

2 個人住宅の耐震診断、耐震補強、家具転倒防止対策の促進

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に耐震診断を実施し、耐震診断を受けた個人住宅を対象に、耐震補強に係る経費の一部を助成する。

また、三重県建設労働組合亀山支部の協力により要配慮者の住宅を中心に家具転倒防止金具等を支給及び設置事業を実施する。

3 被災建築物応急危険度判定士の養成等

県によって、被災建築物応急危険度判定士養成講習会が建築士を対象に実施されており、今後、市内の有資格者の参加の促進を図るとともに、災害時の被災建築物応急危険度判定士の活用方法等について、検討を進める。

4 コンクリートブロック塀等の対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存物の補強の必要性について啓発を行う

とともに、築造時には建築基準法等による建築基準が遵守されるよう指導を行う。

5 三重県木造住宅耐震促進協議会等との協力

耐震診断及び耐震補強に関しては、三重県木造住宅耐震促進協議会等の協力を得つつ、実施する必要がある。

そのため、これらの事業の実施に当たっては、三重県木造住宅耐震促進協議会等との連携を強化していく。

6 一般建築物地震対策普及啓発の推進

住宅等の地震に対する知識を広めるため、建築物のわかりやすい補強方法、室内における落下物等の防止対策について、各地域における研修会等を実施するとともに、パンフレット等の配布により啓発の推進に努める。

4 都市建築物の防災対策

1 窓ガラス等外装材落下防止対策

建築物の中には、発災時に屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険性の高いものがあり、その対策を講じる必要がある。

第4 地盤災害予防

本市においては、宅地開発、工業団地等、丘陵地を造成した地域が各所に存在する。

これらの地域のうち、谷部を高盛土した箇所については、地震時の危険性が高いことが知られており、防災上必要な施設の整備等を指導する。

また、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、土石流危険渓流等に指定されている地域に関しては、土砂災害警戒区域の指定(県指定)を行い、事前に必要な情報を住民に周知する等、防災上必要な対策を講じていく。

1 土地利用の適正誘導及び宅地造成の規制

土地利用の適正化を図るため、災害危険度の把握を的確に行い、危険性について、市民、事業所に周知すると同時に、以上の把握により安全性の確保という観点から土地利用の誘導を行う。

また、宅地造成は、一定規模以上の場合、宅地の安全確保のため許可制度となっており、実施主体は県の許可であることから、市内における安全な宅地の創出のためには、県と適切な情報交換を行い、規制に努める。

2 宅地造成地における工作物の安全性確保

1 工作物の耐震設計

宅地造成の行われた地域においては、擁壁、法面等地震によって崩壊する恐れのある工作物が存在し、これらの施工に当たっては、宅地造成関係法令の基準に適合するよう指導を徹底する。

2 監督体制の強化

造成工事中の監督業務の標準化と合理化を進め、適正な監督体制の整備に努めるとともに、許可に関わる行為で是正を要する場合は、監督権、命令権に基づいて速やかに処理するよう努める。

3 防災パトロール

造成工事に対するパトロールを強化し、無許可工事や危険な宅地の発見に努め、是正を勧告する。

4 その他

その他のがけ地や擁壁、塀に関しては、建築基準法により安全上の指導を行うものとするが、実態調査を進め、危険度の高い箇所に関しては、所有者の注意を喚起するとともに、市民にも知らせ、改善等を指導していく。

3 液状化対策の推進

本市において液状化の危険性のある地域は、鈴鹿川、安楽川等の河川沿いの谷底平野、氾濫平野及び宅地造成などによる高盛土地区であるため、これらの地域においては、危険性を市民に広く周知し、対策を訴えていく必要がある。

4 土砂災害の防止

本市における土砂災害の危険区域は、以下のようになっている。

危険区域の名称	箇所数
山腹崩壊危険地区	47
崩壊土砂流出危険地区	47
急傾斜地崩壊危険箇所	421
土石流危険渓流	143
地すべり危険箇所	6

これらの地域においては、以下の取り組みを行っており、今後とも継続していく。

- 1 がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- 2 標識等による住民への周知
- 3 防災パトロールにより、がけ地の保全や管理についての住民指導
- 4 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- 5 住民自身が施工することの困難又は不適當な箇所の崩壊防止工事の実施
- 6 指定地域における警戒、避難、誘導體制の整備

土石流危険渓流に関しては、その危険性を把握するための調査を行うとともに、砂防事業等の推進による安全確保に努め、これらの地域においては、地震発生後に二次災害の恐れがあることから、防災パトロールを実施し、住民の安全確保に努める。

5 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するため、これに必要な補助を行い住宅の災害防止と住民の安全を確保する。

第5 危険物施設等の防災対策の推進

市内には、石油類大量保有事業所、毒物、劇物保有事業所、一般高圧ガス大量保有事業所、液化石油ガス大量保有事業所、ガス施設、放射性物質保有事業所等がある。

これらの施設が被災し、火災、爆発、損傷及び危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を生じる恐れがあることから適切な指導を行い、市民への被害を発生させないよう、取り組みを進めていく。

なお、危険物施設等の防災対策の推進の詳細については、風水害対策編第5章 重大事故等対策「第1節 危険物施設等の事故対策」を参照。

1 危険物施設防災対策

市内の危険物製造所・貯蔵施設の防災対策に当たっては、以下の取り組みを進める。

1 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者等は、消防法第12条及び同法第14条の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に取り組む。

2 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合には、事業所の管理者等に対し、災害防止上の助言又は指導を行う。

3 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱いに従事する者に対して、作業の保安に関する講習を実施している。

これの活用による取扱者の資質の向上を図るよう、各事業所に指導する。

4 自主防災体制の確立

事業所等の管理者は、消防法第14条の2の規定による予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、「危険物安全週間」の機会をとらえて、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2 毒物劇物取扱施設

地震による毒物劇物保有施設の損傷は、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出又はしみ出ることにより保健衛生上の危害を発生し、又は出火、爆発を引き起こす危険性をもっている。

このため、毒物劇物を保有している可能性のある施設の毒物劇物保有状況を平常時から把握し施設防災計画の策定を推進して、災害発生時の被害の軽減を図る。

以下の事項を重点として、関係機関と連携のうえ、施設管理者に対し啓発指導を行う。

- 1 毒物劇物屋外貯蔵タンクにおける事故時の流出防止のための防液堤あるいは貯留槽等の設置
- 2 毒物劇物の屋外貯蔵施設における対策の実施
- 3 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設における表示等の実施(医薬用外・毒物・劇物等の標示)
- 4 毒物劇物の大量保有施設における毒物劇物に応じた危害防止対策の確立
- 5 毒物劇物の保有施設における応急措置に必要な設備機材等の配備状況

第6 火災予防対策

市街地における住宅の密集、プロパンガス等危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模火災の発生が想定されることから、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

1 火災予防の徹底

1 一般家庭に対する指導

(1) 火気使用設備・器具の安全化

一般家庭において使用する火気使用設備・器具の安全化を推進するとともに、適正使用

のための普及・啓発に努める。

(2) 初期消火活動の徹底

一般家庭における消火器等の設置を促進するとともに、これらの取扱い方法等について指導を行い、初期消火活動を効率的に実施できるための取り組みを進めるとともに、初期消火活動の重要性に関する普及・啓発を推進する。

(3) 住宅火災報知器の設置促進

火災を早期に発見することにより避難時間を確保し、また効果的な初期消火を実施することで火災による被害を軽減することを目的として、住宅用火災警報器の設置促進を図る。

(4) 出火防止知識の普及

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、市民一人ひとりに出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。

2 防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の市民が利用する防火対象物において火災が発生した場合、その危険性が大きいことから、これらの施設においては、防火管理者を選任させ、消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備等を行わせるとともに、消防用設備等の設置指導を行って、当該対象物における防火体制の推進を図る。

3 予防査察の指導強化

消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険の排除に努め、万全な予防対策を推進する。

4 警防査察の実施

市内事業所等への警防査察を実施し、防火指導に努めるとともに、対象物の状況を把握し、警防活動の参考とする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正配置、危険物取扱い従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。また、これら施設等について必要なときには、消防法の規定による立ち入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

6 危険物取扱者に対する保安教育

消防法に基づく危険物取扱者に対する作業の保安に関する講習は、県が実施しており、これの適正な運用による取扱者の資質の向上を図るよう努める。

7 消防設備士の教育

県は、常に新しい知識、技術を習得し技術の向上を図るため、消防設備士の講習を行ってることから、これらの適切な運用による消防設備士の教育に取り組む。

8 建築同意制度の活用

消防法第7条により、建築物の新築、増改築計画の段階で防火の観点から安全性確保を行う

ことができるよう、建築同意制度の効果的な活用を図る。

2 消防力の充実強化

消防力の充実強化に当たっては、以下の考え方により取り組みを進める。

1 消防力の充実

消防力の整備指針に適合する消防組織の拡充及び消防団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

2 消防施設等の充実

消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具及び消防水利施設等の整備に努めるとともに、年次計画を立て、その強化を図る。

3 自主防災組織の育成

震災時において、広い範囲で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要となることから、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発災直後において円滑に初期消火を行うための資機材等の整備を推進する。

4 医療機関との連携

関係機関との連携を図り、病院収容までの時間短縮及び傷病者の症状に応じた病院への迅速かつ適切な救急搬送を行う。

5 応急手当の普及啓発

AEDの取扱いも含めた救命講習会を継続して実施するとともに、応急手当の普及啓発活動を推進し、市民の救命率の向上を図る。(バイスタンダーの養成)

6 空家の防火対策

空家の防火対策として、実態を把握するとともに、屋内への侵入防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去等を指導する。

第7 要配慮者対策

要配慮者は、行動の障害やコミュニケーションの障害などによって避難行動が困難となり、被害にあふ確率が高くなるばかりでなく、避難所等においても十分な情報の伝達を行うことができないため、十分な精神的、物質的な支援が行われない状況におかれる可能性がある。

そのため、避難行動の支援と避難所等でのコミュニケーションを柱として要配慮者の安全対策に取り組む。

また、社会福祉施設等においては、建築物の耐震性を強化するとともに、施設が被災した場合には、入所者の処遇に困難をきたすことがあり、近隣市町等との相互応援協定の締結を図ると同時に、水防法及び土砂災害防止法改正に伴い、対象となる社会福祉施設等においては、

避難確保計画の作成及び年1回以上の避難訓練の実施体制を推進する。

1 要配慮者の避難行動円滑化に関する取組

要配慮者の安全を確保するためには、行動に援助が必要な障がい者に対して、適切な誘導を行い、障がい者本人の自力で避難できる体制を構築することが大きな課題である。

そのため、障がい者の避難訓練等への積極的な参加を促すとともに、避難所、避難経路等に関する事前の確認を行う。

また、要配慮者が、円滑な避難行動を行うことができるように、誘導ブロックやサイン類の整備など、公共施設等のバリアフリー化に取り組み、人にやさしいまちづくりを行う。

1 安否確認のためのシステムの確立

高齢者や障がい者に関しては、緊急通報システム等を活用した安否確認のための取り組みを進め大規模な災害が発生した場合、自治会(自主防災会組織)及び各地区の民生委員を中心として個別訪問により、高齢者、障がい者の安否を確認するとともに、健康福祉部において心身の健康を確保できるよう、相談事業等を実施する。

2 社会福祉施設等の建築物の耐震性強化

社会福祉施設の被災は、入所者の生命を脅かすものとなるばかりでなく、被災後の入所者の処遇に当たっても困難な問題を引き起こすこととなるため、これら社会福祉施設の耐震性の確保や、室内の安全性の確保については、重点的な取り組みを進める。

3 社会福祉施設等における行動マニュアルの整備と備蓄の推進

発災時に、社会福祉施設において取り組むべき各種の活動について、職員が十分に対応できるよう、職員用マニュアルの作成に取り組む。

また、大規模地震災害が発生した場合には、食糧、生活必需品の供給が十分に行われなくなる可能性があるため、これらの備蓄に取り組む。

4 社会福祉施設入所者のための近隣市町との相互応援協定の締結

社会福祉施設が被災した場合に、入所者の処遇に困難をきたすことのないよう、近隣市町等と相互応援協定の締結に向けて取り組む。

5 避難時の要配慮者とのコミュニケーションの確保

視聴覚障がい者等との円滑なコミュニケーションを図るための手話通訳、代読者、外国人との円滑なコミュニケーションを図るための通訳などのボランティアを事前に登録し、災害時には、各コミュニティごとに通訳ボランティアを配置することで、円滑なコミュニケーションを行うための取り組みを進める。

2 避難行動要支援者への支援体制の構築

避難行動要支援者の避難行動を支援するためには、まず、避難行動要支援者の実態把握を行い、所在を明確にする必要がある。そのため市では、基本法第49条の10及び亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱(平成29年亀山市告示第116号)第3条の規定に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿の作成を行う。

また、避難行動要支援者に対する対策は、支援や援護の内容に応じてそれぞれ担当部(局)・室が異なっているため、共通の実態把握を行えるように名簿情報をデータベースとして各担当部・室、防災関係機関や自主防災組織等と共有し、災害時に的確な避難行動の支援が行えるよう、取り組みを進める。

なお、データベース化にあたっては、個人のプライバシーへの配慮及び「亀山市個人情報保護条例」に基づき取組を進める。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の掲載する者の範囲

基本法及び亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の規定に基づき、市内に居住する次のいずれかに該当する者(ただし、社会福祉施設、医療機関等に入所し、又は入院している者を除く。)とする。

ア 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項第3号から第5号までに該当する者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当する者。ただし、心臓機能障害、腎臓機能障害又は免疫機能障害のみで交付を受けた者を除く。

ウ 三重県療育手帳制度実施要綱(昭和63年4月1日施行)第7条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度がA1又はA2に該当する者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者

オ 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、市長が必要と判断した者

(2) 避難行動要支援者名簿を提供する範囲

避難支援等の実施に必要な範囲で次の地域の支援者に対し、名簿情報を本人の同意があつたもの限り提供する。

ア 指定避難所の代表者

イ 自主防災組織の長又は自治会長

ウ 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定により委嘱された民生委員及び児童福祉法第16条第2項の規定により充てられた児童委員

エ 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会長から委嘱された福祉委員

オ 地域まちづくり協議会の代表者

カ 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会

キ 亀山警察署

(3) 避難行動要支援者名簿に記載する事項及び更新等

避難行動要支援者名簿に記載する事項及び名簿の更新等その他必要な事項は、亀山市避難行動要支援者名簿の作成等に関する要綱の規定に基づき行うものとする。

2 地域ぐるみ支援体制の構築

各地域に所在する避難行動要支援者の避難や避難所生活を支援するため、地域の支援者は、亀山市避難行動要支援者名簿を提供できる範囲において提供を受け、地域ぐるみでの避難支援体制づくりに取り組む。

3 避難行動要支援者個別計画の策定

避難行動要支援者個別計画の策定にあたっては、被登録者が実効性のある避難支援等を受けられるよう、地域において災害時に支援を求めることができる地域の支援者の協力を得て計画の策定に取り組む。

第3節 地震災害の調査研究

震災によって発生する被害は、複雑多様な被害が同時に発生するところに特徴があるとともに、広い範囲にわたって大規模な被害が発生する。

近年の都市部への人口集中、丘陵地の切土・盛土による大規模開発、高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、その危険性はさらに増加しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

また、地域災害の危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を講ずるための調査活動を促進する。

第1 調査研究体制の整備

災害は、地域的特性を有しており、自然的・社会的特性が相互に作用して広範な分野にわたって複雑で多様な現象を示す。

このため、災害現象を科学的に分析、検討する調査研究体制の整備に努め、地域の特性に応じた総合的かつ一体的な防災活動の充実を図る。

第2 防災に関する資料の収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料及びその他各種災害に関する資料を収集し、これらを十分に検討・分析して、必要に応じて利用できるシステムの確立に努める

第3 調査研究の対象

以下のような調査に取り組んでいくとともに、調査結果に関しては、積極的に公開し、災害対策に活用する。

- 1 市域における被害の想定
- 2 地域防災計画の周知
- 3 地震災害に関する市民への啓発・周知
- 4 防災緑地・広域避難場等の整備
- 5 オープンスペースの利用計画
- 6 防災生活圏・地区防災拠点の整備

- 7 都市防災構造化対策
- 8 災害危険地区の実態把握と対策
- 9 安全なライフライン整備
- 10 総合的な情報・通信システム
- 11 総合的な避難システム
- 12 地盤の液状化対策
- 13 災害時の消火活動
- 14 災害時の救急医療体制
- 15 要配慮者及び避難行動要支援者対策
- 16 災害時の航空輸送
- 17 食糧、生活必需品等の確保
- 18 飲料水及び生活用水の確保
- 19 遺体の安置及び埋火葬
- 20 防疫・衛生管理
- 21 災害時のトイレ対策
- 22 被災者の心のケア
- 23 自主防災組織の育成
- 24 ボランティア活動の支援
- 25 救助法の解釈
- 26 被災証明の発行
- 27 各種データの管理と活用の方策
- 28 災害時の災害廃棄物等の瓦礫処理対策